

# 県中都市計画の早期見直しを求める 意見書の提出に関する陳情

令和元年5月24日

須賀川市議会議長 佐 藤 瞭 二 様

【陳情者】 福島県岩瀬郡鏡石町 [REDACTED]  
福島県地方自治研究会会长  
前・鏡石町議會議員 吉 田 孝 司  
電話 [REDACTED]

## 【要旨】

福島県及び福島県議会に対して、県中都市計画の早期見直しを求める意見書を提出していただくよう請願する。

## 【理由】

須賀川市における土地利用及び都市開発に当たっては、それぞれ「国土利用計画」及び「都市計画マスターplan」に基づいて進められてきた経緯があるが、これらは、昭和40年代に福島県において策定された「県中都市計画」に基づくものである。

「県中都市計画」は、いわば高度成長期の公害問題、農地・環境保全対策を踏まえての県土の利活用の基本方針を定めたものであり、今の時代にはそぐわないものとなってしまっている。むしろ、現政府が推進する「地方創生」や、昨今の人口減少社会の解決策としての、まちづくりや人口誘致に逆行するものとなっていると言わざるを得ない。

須賀川市においては、「県中都市計画」の範疇で「区画整理事業」や「市街地再開発事業」を推進してきたものの、むしろ当該計画が須賀川市一帯においては大きな支障となり、必要十分な市街化・宅地化を進行して須賀川市への定住を促進することができなくなっている。そのため、須賀川市の地の利を活かした交通の利便性、あるいは、若い世代が数多く生活している、他の県内市町村には見られない、恵まれた居住環境を十分に發揮できていないという矛盾を生じ、ひいては、須賀川市の健全な発展を妨げる大きな要因となっている。

公害問題や農地・環境保全については、当然のことながら、時代を超えて十分な対策を講じていかなければならぬのは自明のことではある。そのような中、国が定める諸法は勿論のこと、福島県及び須賀川市においても、既に条例・規則等による厳しい規制が設けられ、それらの対策は現在及び将来の社会状況に合わせて必要十分に講じられていると言えるため、むしろ「県中都市計画」については、今こそ、これを見直すべき時節に到来したものと考えられる。

よって、福島県においては、「県中都市計画」について可及的速やかに見直していただくよう、須賀川市議会から福島県及び福島県議会に対して、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出していただくよう陳情する。



# 県中都市計画の早期見直しを求める意見書

須賀川市における土地利用及び都市開発に当たっては、それぞれ「国土利用計画」及び「都市計画マスタートップラン」に基づいて進められてきた経緯があるが、これらは、昭和40年代に福島県において策定された「県中都市計画」に基づくものである。

「県中都市計画」は、いわば高度成長期の公害問題、農地・環境保全対策を踏まえての県土の利活用の基本方針を定めたものであり、今の時代にはそぐわないものとなってしまっている。むしろ、現政府が推進する「地方創生」や、昨今的人口減少社会の解決策としての、まちづくりや人口誘致に逆行するものとなっていると言わざるを得ない。

須賀川市においては、「県中都市計画」の範疇で「区画整理事業」や「市街地再開発事業」を推進してきたものの、むしろ当該計画が須賀川市一帯においては大きな支障となり、必要十分な市街化・宅地化を進行して須賀川市への定住を促進することができなくなっている。そのため、須賀川市の地の利を活かした交通の利便性、あるいは、若い世代が数多く生活している、他の県内市町村には見られない、恵まれた居住環境を十分に發揮できていないという矛盾を生じ、ひいては、須賀川市の健全な発展を妨げる大きな要因となっている。

公害問題や農地・環境保全については、当然のことながら、時代を超えて十分な対策を講じていかなければならぬのは自明のことではある。そのような中、国が定める諸法は勿論のこと、福島県及び須賀川市においても、既に条例・規則等による厳しい規制が設けられ、それらの対策は現在及び将来の社会状況に合わせて必要十分に講じられていると言えるため、むしろ「県中都市計画」については、今こそ、これを見直すべき時節に到来したものと考えられる。

よって、福島県においては、「県中都市計画」について可及的速やかに見直していただくよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

福島県知事 内堀 雅雄 様

福島県議会議長 吉田 栄光 様

福島県須賀川市議会